

発 言 者	発 言 内 容
事務局	<p>定刻になりましたので 平成30年 第2回 国東市農業委員会総会を始めたいと思います。</p> <p>資料確認 確認終了</p> <p>出席確認 本日は、委員総数15名中15名の出席です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本総会は、成立することを報告いたします。</p> <p>それでは、秋国会長にあいさつをお願いし、引き続き本総会の議長をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(議長あいさつ)</p>
議 長	<p>議事録署名委員の指名をさせていただきます。5番 徳丸明美委員、6番 前後泉委員を指名しますのでよろしくをお願いします。</p> <p>それでは、さっそく議案第6号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>議案第6号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>申請番号4号 土地の所在は、安岐町富清字■■■■番地、地目が田、3, 198㎡ほか田が1筆で計2筆の、4, 027㎡です。</p> <p>渡人は、大分市■■■■さん■■■■、受人は、安岐町■■■■の■■■■です。</p> <p>申請事由は、渡人は、市外在住で高齢により管理できないため農地を処分する。受人は、経営規模の拡大となっています。売買による所有権移転です。</p> <p>次に、申請番号5号 所在は、国東町川原字■■■■番地■■■■、地目が田、面積1, 741㎡のほか畑が1筆の計2筆の3, 684㎡です。</p> <p>渡人は、国東町■■■■さん■■■■。受人は、国東町■■■■さん■■■■です。</p> <p>申請事由は、渡人は、息子に農業の権利移譲を行っているため。受人は、父から譲り受けた農地で小ねぎのハウス栽培を行うためとなっています。親子間の無償譲渡による所有権移転です。</p>

次に、申請番号6号 所在は、武蔵町麻田字 [] 番地
地目が田 面積1, 436㎡のほか田が2筆の計田が3筆で3,
985㎡です。

渡人は、杵築市の [] さん []。受人は、杵築市の []
さん [] です。

申請事由は、渡人は、市外在住により管理出来ないため。受
人は、経営規模の拡大となっています。売買による所有権移転です。

次に、申請番号7号 所在は、国東町浜字 [] 番地
地目が田 面積1, 154㎡です。

渡人は、国東町田深の [] さん []。受人は、国東町
浜の [] さん [] です。

申請事由は、渡人は、高齢により管理出来ないため。受人は、
経営規模の拡大となっています。売買による所有権移転です。

次に、申請番号8号 所在は、武蔵町古市字 [] 番地 地
目が田 面積923㎡のほか田が2筆で計田が3筆の3, 849
㎡です。

渡人は、大分市田尻の [] さん [] ほか [] 名となっ
ており、3筆全て共有名義です。受人は、武蔵町古市の [] さ
ん [] です。

申請事由は、渡人は、市外在住により管理出来ないため。受
人は、経営規模の拡大となっています。売買による所有権移転です。

以上です。

議 長

それでは議案第6号農地法第3条の規定による所有権移転の許
可申請について申請番号4号から8号について事務局から説明が
ありましたが質問ご意見等ございませんか。

ご質疑はありませんか。はい、9番茅嶋委員。

茅嶋委員

9番茅嶋です。申請番号5番ですが、渡人も受人も同じ経営面
積となっているがその訳は。

事務局

息子さんとお父さんを同一の農業世帯と取り扱っているために
同じ経営面積となっています。

議 長

その他ありませんか。

	<p>1 2 番大塚委員どうぞ。</p>
<p>大塚委員</p>	<p>経営面積が同じでも申請は必要なんですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>相続以外は所有権の移転には許可が必要です。</p>
<p>議 長</p>	<p>そのほかございますか。なければ採決にはいります。 それでは農地法第3条、議案6第号 申請番号4, 5, 6, 7, 8号について一括承認される委員の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(全 員 挙 手)</p>
	<p>議案第6号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に、議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第7号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請についてご説明申し上げます。</p> <p>申請番号3号、所在は国見町榊海字■■■■番地■■■■、地目が田、面積が493㎡です。 渡人は国見町■■■■の■■■■さん。受人は神奈川県■■■■の■■■■さんです。用途は住宅用地です。 申請事由は、帰郷して母親と同居するために住宅を新築するとなっています。 申請地は、周辺農地の圃場整備事業から将来宅地として利用するために任意で除外された国道に面した農地で、周辺の田と2メートル程の高低差があることから農地の連帯性も無く、第2種農地と判断しました。無償による所有権移転です。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第7号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について事務局より説明がありました。ご質疑をお願いします。</p> <p>何かご意見ご質疑等ございますか。ございませんか。</p>

(意見質疑なし)

ご意見ないようですので、採決にはいります。

議案第7号農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請、申請番号3号について承認される委員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議案第7号は全会一致で承認されました。

次に、議案第8号 農用地利用集積計画について事務局より説明願います。

事務局

議案第8号農用地利用集積計画ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の農用地利用集積計画に基づき承認を求めるものです。それではご説明いたします。

利用権設定で総数は88筆、112,053㎡です。内訳は、田が85筆 111,471㎡、畑が3筆 582㎡です。新規設定は47筆の52,470㎡、更新設定は41筆の59,583㎡です。農地中間管理事業分は、田が14筆14,318㎡です。

内訳の、設定内容別、地区別、個別については、4ページから8ページをご覧くださいと思います。

議 長

それでは、議案第8号農地利用集積計画について、ご質疑等ございませんか。

5番徳丸委員どうぞ。

徳丸委員

社団法人大分県農業農村振興公社と公益社団法人国東市農業公社の二つがありますが、違いはなんですか。

事務局

社団法人大分県農業農村振興公社は農地中間管理機構を兼ねています。公益社団法人国東市農業公社にも農地の貸し借りを仲介する機能がありますので、中間管理機構で扱えない農地は市の農業公社で取り扱っています。

<p>議 長</p>	<p>そのほかご質疑等ございませんか。</p> <p>(意見質疑なし)</p> <p>それでは議案第8号農用地利用集積計画について、提案どおり承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p>(全 員 挙 手)</p> <p>議案第8号は、承認されました。</p> <p>次に、議案第9号 農用地利用配分計画について(農地中間管理事業分)について、事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>農用地利用配分計画について(農地中間管理事業分)について農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき、農地利用配分計画案について意見を求められたので審議するものです。</p> <p>配分計画総数は、田が14筆14,318㎡です 配分計画の詳細については9～10ページをご覧ください。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、議案第9号農用地利用配分計画について(農地中間管理事業分)について説明を受けましたが、ご意見質問等ございませんか。</p> <p>(意見質疑なし)</p> <p>それでは議案第9号について、承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p>(全 員 挙 手)</p> <p>議案第9号は、承認されました。</p> <p>続いて、議案第10号平成30年春季農作業標準賃金について(案)の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第10号平成30年春季農作業標準賃金につい</p>

	<p>て(案)として提案いたします。</p> <p>前回との変更点は、男女共通の作業賃金につきまして、平成29年10月1日より大分県最低賃金が715円から737円に22円アップした関係から6,200円で提案しております。</p> <p>ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>平成30年春季農作業標準賃金について事務局より提案がありました。ご質疑等あればお願いします。</p>
茅嶋委員	<p>9番茅嶋です。大豆の刈取り賃金はどうなるのですか。</p>
事務局	<p>今回は春季の見直しですので、秋季賃金を見直す時に提案したいと思います。</p>
議長	<p>その他ございませんか。</p>
河野律委員	<p>14番河野です。草刈の賃金について昨年1,400円で提案されましたが、シルバー人材等に問い合わせたりして、1,200円が適当であろうとなった訳ですが、1年経過し最低賃金も上がったことなので、100円もしくは200円のアップを検討してはどうでしょうか。</p>
前後委員	<p>6番前後です。うちの地区では中山間事業の草刈りで機械・燃料持ち込みで1,300円にしています。</p>
議長	<p>茅嶋さん見地の法人はどうですか。</p>
茅嶋委員	<p>法人は機械・燃料持ち込みで1,300円にしています。</p>
諸富委員	<p>4番諸富です。提案は農作業の標準賃金を定めるもので、それ以上の賃金の支払いに問題はないのではないですか。</p>
議長	<p>標準賃金以上ならば問題ありません。</p>
岐部委員	<p>1番岐部です。地区の話し合いでは、やはり市が示している額が基準となります。</p>
大塚委員	<p>12番大塚です。3年間変更していない点も考慮して、上げる方向で検討してはどうですか。</p>

議長

最低賃金の変更や燃料の上昇なども加味して、100円アップして1,300円としてはどうでしょうか。

賛同あり。

それでは、平成30年春季農作業標準賃金について、男女共通の農繁期賃金を6,200円に、草刈賃金を機械・燃料持ち込みで1,300円に変更したうえで、改定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

ありがとうございます。全会一致で賛成いただき可決いたしました。

続いて、議案第11号 農地法の規定による非農地証明書の交付について事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第11号 農地法の規定による非農地証明書の交付について 次のとおり、証明願が出されましたので審議を求めるものです。

それでは、申請番号8号について説明します。

所在は、国東町浜字 [] 番地 []、地目は田、面積は196㎡です。申請人は、国東浜の [] さんです。

申請事由は、昭和50年代から当該農地に農業用車両のための車庫を建て、その横につつじの木を植え庭として使用しているため、今回非農地証明を申請するものです。この土地は農振地域内農地です。

なお、位置図、位置写真、非農地証明願等は別添資料をご覧ください。

次に、申請番号9号 所在は国東町浜字 [] 番地 [] 地目が畑、面積は48㎡です。申請人は、大分市 [] の [] さんです。

申請事由は、平成4年頃、町道拡幅工事の為残地として残り、現在は隣接する住宅の進入路及び庭となっているため、今回非農地証明を申請するものです。この土地は農振地域内農地です。

議 長

以上です。

農地法の規定による非農地証明、申請番号 8, 9号について、
ご意見ご質疑等ございませんか。

特にありませんか。

(意見質疑なし)

それでは、承認くださる方の挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議案第 11号は、承認されました。

以上で議案の審議は終わりました。本日の議事は、これですべて
終了します。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員

--	--